

令和7年第21回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和7年11月6日(木)午前10時00分
- 2 閉会日時 令和7年11月6日(木)午前10時40分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

(委員)

教育長 伊藤 林太郎

委員 平岩 国泰

委員 大日方 邦子

委員 加藤 良太郎

委員 田丸 尚稔

委員 松本 理寿輝

(事務局職員)

教育委員会事務局次長

篠原 保男

教育政策課長

齋藤 貢司

未来の学校担当課長

堀江 崇

未来の学校担当課長

岡部 尚徒

学務課長

横手 麻理

教育指導課長

安部 忍

教育センター所長

間嶋 健

地域学校支援課長

山上 ますみ

(書記) 島田 直子 福徳 友理香

- 5 会議の概要 別紙のとおり

議案第38号 令和7年度一般会計補正予算案に関する意見について

報告

- (1) 旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について（教育政策課長）

[資料1：旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について]

- (2) 西原キャンパス整備について（未来の学校担当課長）

[資料2：西原キャンパス整備について]

その他

- (1) 「渋谷区教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務条件に関する条例」及び「幼稚園教育職員の給与に関する条例」の改正について（教育政策課長）

- (2) 「職員の旅費に関する条例」及び「渋谷区行政委員会の委員、補充員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例」の改正について（教育政策課長）

議事運営等

- 令和7年第21回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に大日方委員を指名

■教育長報告要旨

○まず、10月18日に千駄谷なかよし園・山谷かきのみ園にて運動会が行われた。10月28日には、25日の予定だったが雨天順延となった千駄谷小学校・渋谷本町学園の運動会が実施された。次に、10月22日に小学校陸上記録会が予定されていたが、残念ながら雨天のため中止となった。練習してきた成果を発揮する場として、各校にて記録をとる対応をお願いしている。次に、10月29日には中学校の陸上競技大会が駒沢オリンピック公園総合運動場にて行われた。少し肌寒い気温だったが、3種目で新記録が誕生した。最後に、11月1日にくみんの広場が開催された。小学生はパレードを実施し、コロナ以降初めて小学校全18校が揃って参加した。中学生も吹奏楽部の生徒が、開会式にて演奏した。

◆議案第38号

令和7年度一般会計補正予算案に関する意見について

—◇説明要旨

(※別紙資料に基づき未来の学校担当課長が説明)

○議案第38号「令和7年度一般会計補正予算案に関する意見について」説明する。本議案は、11月26日から開催される第4回区議会定例会に提出される、令和7年度一般会計補正予算(第4号)案の編成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、この案を提出する。補正予算となる教育関係予算計上見込額は、1億1,900万円である。2ページ目について、本事業は令和7年度(今年度)から令和8年度までの2箇年にわたるため繰越明許を設定している。3ページ目は、本事業の詳細についてである。初めに、「1 補正予算案編成理由」である。『新しい学校づくり』整備方針に基づき、区立代々木中学校は、令和8年度から西原キャンパスの使用を予定している。西原キャンパス使用開始に当たり必要となる、消耗品及び備品類の購入予算を補正予算として計上する。次に、「2 補正予算案内容」である。本事業経費は1億1,900万円で、当該金額の全額を繰越明許に設定する。次に「3 要求概要」である。生徒用の学習机及びイス、特別教室・未来共創空間・ラーニング・コモンズ等新構築エリア・職員室等教職員利用諸室の什器の購入を予定している。次に「4 繰越明許を設定する理由」である。本事業に係る備品等の調達は、令和7年度中に予算確保及び本契約を行い、令和8年度に納品を予定しているため、2箇年にま

たがる執行が必要となる。については、令和7年度の予算を令和8年度に繰り越して使用するため、繰越明許を設定する。これにより、西原キャンパス利用開始までに確実に必要な備品等を配備していく。最後に、「5 スケジュール(予定)」である。購入契約については令和8年3月を、納期については令和8年8月を予定している。

—◇質疑応答 —————
○なし。

—◇議事結果 —————
○原案どおり可決。

◆報告1

旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について

—◇説明要旨 —————
(※別紙資料1に基づき教育政策課長が説明)

○旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について、2件の申請を一括して報告する。1件目について、「1 概要」に関して、申請地及び申請者は記載のとおりである。営業の種別は「旅館・ホテル営業」、名称は記載のとおりである。今回の申請においては、申請地が上原小学校から約100メートルの地点に所在しており、旅館業法第3条第4項の規定に該当するため、渋谷区保健所より意見が求められている。次に「2 検討」については、3つの観点から検討結果を記載している。まず、(1)建築物の立地に関する観点では、当該建築物の周辺には、同等の高さの建物が建築されていることから、建物より学校生活を俯瞰できる可能性は低いと判断される。次に、(2)通学路に関する観点では、周囲は通学路に指定されていることから、事業者に対しては児童の通学上の安全確保等について責任を持って管理するよう、従業員への周知徹底を確認している。次に、(3)事業者への確認としては、清純な施設環境が害されるおそれがないことを確認するため、書面により当該施設の営業目的を確認している。また、安全対策についても、開設後に必要に応じて教育委員会及び上原小学校と協議の場を設けることを確認している。以上を踏まえ、「3 今後の対応」としては、申請者が児童の通学上の安全確保及び学習環境に配慮して運営するのであれば、清純な施設環境が著しく害されるおそれはないと考える。その上で、施設開設後も児童の安全確保の観点から、必要に応じて教育委員会及び上原小学校と協議の場を設けることを要望する旨を回答する予定である。次に、2件目について、「1 概要」に関して、申請地及び申請者は記載のとおりである。営業の種別は「旅館・ホテル営業」、名称は記載のとおりである。

今回の申請においては、申請地が渋谷本町学園から約50メートルの地点に所在しており、旅館業法第3条第4項の規定に該当するため、渋谷区保健所より意見が求められている。「2 検討」及び「3 今後の対応」であるが、1件目の内容と同様のため、説明は割愛する。

—◇質疑応答 —————

(大日方委員)

○駐車場のスペースがあるが、宿泊者が利用できるのか。

(教育政策課長)

○事業者から利用可能な想定をしていると確認が取れている。なお、周辺が通学路として指定されていることから、安全確保に留意いただくよう申入れをしている。

—◇議事結果 —————

○了承する。

◆報告2

西原キャンパス整備について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料2に基づき未来の学校担当課長が説明)

○西原キャンパス整備について報告する。まず、「1 施設概要」である。計画敷地は、地名地番で西原一丁目40番16。スポーツセンターの一部を利用している。構造は、鉄骨造3階建て、延べ面積は、校舎棟6,390㎡、体育館棟570㎡の合計6,960㎡である。施工者は大和リース株式会社である。次に、「2 スケジュール(予定)」である。工事は、令和6年10月から開始し、令和8年6月竣工を予定している。校舎については、令和8年夏休み明けから代々木中学校が使用を開始する。代々木中学校以降は、資料記載のとおり5校の利用を見込んでいる。次に、「3 配置図」をご覧いただきたい。スポーツセンター敷地内の北東側、代々木郵便局の向かい側に校舎を整備している。入口は、赤三角で示しており、紙面上側が正門となる昇降口、右下、代々木郵便局向かい側が通用門になる。次に、「4 外観パース」である。上段、南側の鳥瞰パースでは、スポーツセンターのグラウンドから見たイメージとなっている。下段、北側の鳥瞰パースでは、手前に見える北側道路が、スポーツセンターより一階層ほど高い地盤面となっており、校舎2階で、道路とつながる正門を整備している。次に、「5 平面図」である。1階は主に職員室などの管理諸室を配置しており、一部特別教室と特別支援学級がある。西側に体育館を

配置している。次に、2階平面図である。普通教室12室と特別教室2室を配置している。次に、3階平面図である。普通教室13室、特別教室2室を配置している。普通教室は合計25室を整備しているが、代々木中学校の次に利用する幡代小学校の教室数を確保するためである。代々木中学校は、各学年3クラスの9室なので、空いた教室については、少人数教室などの教育活動で活用する予定である。次に、「6 校庭・プールについて」である。体育や水泳授業では、専用の体育館に加え、スポーツセンターのグラウンド及び温水プールを利用する予定である。利用日程については、現在、スポーツセンターや担当所管と調整している。なお、工事の影響で劣化したスポーツセンターのグラウンド人工芝については、全面張替えを予定している。次に、「7 教室等の設えについて」である。普通教室及び特別支援教室は、青山キャンパスと同様に、従来の机より大きなサイズの新JIS規格を導入する。特別教室は、児童・生徒の学習活動をより充実させるため、各教科の特性に応じた設えとする。少人数教室は、主体的・対話的で深い学び実現するため、グループ活動が円滑に進むよう机・イスなどの教育設備を適切に配置する。参考に、青山キャンパスで採用した家具の写真を添付している。ラーニング・コモンズは、教室と一体化した廊下空間を効果的に活用し、キャスター付きの机やイスにより柔軟なレイアウト変更を可能にしている。児童・生徒が主体となってグループワークやプレゼンテーション等の活動を展開できる環境を整備し、探究的な学びを支援する。未来共創空間は、企業等とも連携し知的好奇心を刺激しながら、創作活動に夢中になって取り組めるラボのような学習空間としている。映像制作、プログラミング、音楽作成、デザインなどの創作活動を推進するハイスペックなツールを配備し、創造性を最大限に発揮しつつ、学びに没頭できる学習スペースとしている。最後に、「8 備品について」である。児童・生徒用の学習机及びイスについては、教科書やノートに加え一人一台のタブレット端末に対応し、一回り大きな机を導入する。また、机・イスともに昇降式とし、西原キャンパスを利用する小学校から中学校まで対応可能とする。西原キャンパス開設に向けて必要な初度調弁については、本日御説明したとおり、今後、補正予算案として提出し、御審議いただくことを予定している。

—◇質疑応答 —————

(加藤委員)

○絨毯を使用しているフロアが見受けられる。感染症対策の観点からは望ましくないが、騒音対策などの観点から主流となっているのか。

(未来の学校担当課長)

○音楽室や少し大きめの教室はタイルカーペットを想定している。ラーニング・

コモンズにおいてもゾーニングの色分けの観点から、タイルカーペットを想定していたが、汚れや衛生上の問題などから長尺シートを使用予定である。

(田丸委員)

○実際に青山キャンパスが開校してからの設備についての評価や、それを受けての西原キャンパスへの変更点はあるか。

(未来の学校担当課長)

○青山キャンパスでは、キャスター付きなど多様な机を導入しており、グループ学習への汎用性の高さなどが好評である。一方で小人数教室にも複数の種類の机や椅子を導入したが、同じ形の方が使いやすいという意見もあった。これら意見も西原キャンパスの設備に反映させていく。

(田丸委員)

○スポーツセンターの一部を使用するため、生徒がスポーツセンターを利用するだけでなく、地域の方との連携も進めていただきたい。

(未来の学校担当課長)

○体育館の横にある多目的室を未来共創空間として利用することを考えており、体育館だけでなく、将来的には未来共創空間も地域の方と一緒に使っていければと思う。

(平岩委員)

○可能であれば放課後クラブなどでスポーツセンターを利用できると良い。

(大日方委員)

○代々木中学校利用時は、空き教室が多くあると思う。ボッチャやダンス、ヨガなど室内スポーツで利用できないか。

(未来の学校担当課長)

○校長と話し合っており、卓球等で空き教室のスポーツ利用を考えている。

(松本委員)

○空き教室の活用や近接しているスポーツセンターの利用について、代々木中学校の先生や学校運営協議会などの使う側の方と話し合いを進めているか。

(未来の学校担当課長)

○建て替え準備委員会などで話し合っている。

(加藤委員)

○教室からスポーツをしている様子を見ることができると、明るい雰囲気になるのではないか。

(未来の学校担当課長)

○2m程度のフェンスのため、教室の1階部分からは見えない可能性が高いが、2階の教室からはグラウンドが見える予定である。

(平岩委員)

○青山キャンパスは複数校が使用し、中学生が部活動のためグラウンドを利用するため、小学生の放課後クラブによる利用が難しい状況となっている。西原キャンパスでは、幡代小学校のみの利用となるため、グラウンドについては問題ないかもしれないが、放課後クラブの部屋以外の活用を考えていきたい。また、未来共創空間については、小学生も使用できるような仕様にしていただき、新校舎では放課後クラブの近くに未来共創空間があると良い。

(未来の学校担当課長)

○西原キャンパスでは、技術室を放課後クラブに変更予定であり、未来共創空間になる多目的室とは近い場所にある。また、校舎の北側に概ね300㎡の人工芝を整備予定であり、仮設校舎専用のエリアとなる。

(大日方委員)

○登校方法はどのような検討になっていたか。

(未来の学校担当課長)

○西原キャンパスは代々木中学校の学区内に位置しているため、現在の段階では、徒歩又は公共交通機関の利用を想定している。

—◇議事結果 —————

○了承する。

◆その他

(1)「渋谷区教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務条件に関する条例」及び「幼稚園教育職員の給与に関する条例」の改正について

—◇説明要旨 —————

(教育政策課長)

○特別区人事委員会勧告を受けて改正がなされる可能性のある「幼稚園教育職員の給与に関する条例」及び「渋谷区教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務条件に関する条例」に関して、情報提供をするとともに、今後の手続について、説明する。まず、「令和7年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要」より、令和7年10月14日に特別区人事委員会より職員の給与に関する報告及び勧告があり、月例給については、公民格差14,860円(3.80%)を解消するため、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引き上げることとし、特別給については0.05月引き上げ、4.90月とし、平均年間給与は約27万6千円の増としている。なお、国においても、人事院は、月例給15,014円(3.62%)、ボーナス0.05月分の引上げ勧告となり、東京都においては、月例給13,580円(3.24%)、特別給は0.05月分引上げとしているところである。特別区における改定の実施時期ですが、月例給は令和7年4月1日に遡及して実施し、特別給は条例の公布の日としている。そして、この案件は11月26日から始まる第4回区議会定例会に上程される予定となっている。今後の手続に関しては、幼稚園教育職員の給与に関しては、今後、労使交渉の結果、妥結された場合に、また教育長の給与に関しては、区長ほか教育長の給料等について審議するため設置される「渋谷区議員報酬等及び区長等給料等審議会」から改定に係る答申がなされた場合に、それぞれ、区長より条例改正案について教育委員会への意見聴取が行われ、教育委員会として当該条例案に同意する旨の手続が必要になる。本日の段階では、区長から条例改正案についての意見聴取を求める書類が届いていないため、概要の御報告とさせていただき、後日、議決をいただきたい。

—◇質疑応答 —————

(大日方委員)

○障害者の雇用促進について、勤務場所が学校になった際に、働きやすい環境づくりを、ハード面・ソフト面どちらも整備していただきたい。

◆その他

(2)「職員の旅費に関する条例」及び「渋谷区行政委員会の委員、補充員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例」の改正について

—◇説明要旨 —————

(教育政策課長)

○「職員の旅費に関する条例」及び「渋谷区行政委員会の委員、補充員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例」の改正について説明する。

この案件は、11月26日から開催される令和7年第4回区議会定例会で改正条例に係る議案が上程される予定である。本来、本委員会に条例案について意見聴取に関する議案を提出するべきところだが、現時点において区長から意見聴取を求める書類が届いていないことから、本日、内容を説明し、後日、議決をお願いしたい。まず、「1 改正条例」について、2つの条例の改正が予定されている。国家公務員等の旅費に関する法律が令和6年に改正され、令和7年4月1日より施行されているが、国との均衡を図る観点から、本区においても国家公務員等の旅費制度の改正に準じた見直しを行うものである。次に、「2 主な改正内容」である。(1) 職員の旅費条例については、現在、鉄道賃の特別急行列車について、100km以上の場合利用が可能だが、距離要件が廃止され、100km未満の利用も可能とする。次に、宿泊料の上限金額について、現行は、1夜につき、13,100円と定めているが、国における規定を引用することとしている。国においては、都道府県別に8,000円から19,000円の範囲で定められている。次に、宿泊料に食事代が含まれない場合に夕食代等に充てる食卓料や同一地域内の旅費等の費用とされていた日当を廃止し、その他経費見合いとして宿泊手当を新設する。また、包括宿泊費を新設し、現行運用方針にて規定していた内容である、交通費と宿泊費を一体としているパック旅行を旅費種目として明記、旅行者本人への支給のみであったものを、旅行会社等への支払を可能とする規定の整備を行う。次に(2) 渋谷区行政委員会の委員、補充員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例については、別表第3において鉄道賃や日当、宿泊料などの種類が規定されていたが、「渋谷区長等の給料等に関する条例」及び「職員の旅費に関する条例」の改正に合わせて旅費の種類を改正する。次に「3 施行日」について、令和8年4月1日を予定している。

—◇質疑応答

○なし

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 伊 藤 林太郎

委 員 大日方 邦 子